

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し等について

姫路市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しを行った。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称 株式会社ベスト・ケアー
所在地 姫路市南駅前町91番地8 ネバーランド姫路駅前1202号
代表者 代表取締役 寺本 麻里子

(2) 事業所の概要

名 称 生活介護はるみ八代
所在地 姫路市八代宮前町15番1号
サービス種類 生活介護
指 定 日 平成30年12月1日
定 員 10人
管 理 者 川手 一憲

2 処分について

(1) 処分内容

指定取消し

(2) 処分の理由

ア 虚偽申請（法第50条第1項第8号）

実際には常勤の従業者として従事する予定がない者が記載された勤務予定表を添付した虚偽の指定申請書類を作成し、姫路市長に対して指定基準を満たすかのような虚偽の申請を行い、不正の手段により法第29条第1項の指定を受けた。

イ 不正請求（法第50条第1項第5号）

平成30年12月から令和元年5月までの間、指定基準で配置が求められる常勤の生活支援員を配置していなかったことに伴い、適用すべき減算事由がありながら必要な減算をせず、また、算定要件を満たしていない加算を算定し、介護給付費を不正に請求した。

ウ 障害福祉サービスに関する不正又は著しく不当な行為（法第50条第1項第10号）

(ア) 不適正なサービス提供実態について

少なくとも平成30年12月から令和元年12月までの間、常態的に、生活介護はるみ八代並びに株式会社ベスト・ケアーが生活介護はるみ八代と同じ場所で運営する指定放課後等デイサービス事業所「放課後等デイサ

ービスはるみ八代」(以下「放課後等デイサービスはるみ八代」という。)の設備及び備品等を用いて、株式会社ベスト・ケアが放課後等デイサービスはるみ八代とは異なる場所で運営する指定放課後等デイサービス事業所「放課後等デイサービスはるみ宮前(旧:放課後等デイサービスはるみ辻井)」の従業者及び利用者と、生活介護はるみ八代並びに放課後等デイサービスはるみ八代の従業者及び利用者が混在した不適正な状態で、サービスを提供していた。

(イ) 法第10条の規定に基づく立入検査時の不適正な対応について

法人代表者らの立会いの下、姫路市が法第10条の規定に基づく立入検査を実施した際、指定基準で配置が求められる常勤の生活支援員を配置していないことを隠ぺいするため、虚偽の内容が記載された書類を姫路市職員に提示し、また、ある従業者について、通常は勤務することがない時間帯に勤務させ、常勤職員であるかのように装うなど、不適正な対応を行った。

エ 虚偽答弁(法第50条第1項第7号)

本市職員の質問に対し、法人代表者及び従業者が、事業所の運営状況及び従業者の勤務状況について虚偽の答弁を行った。

(3) 処分年月日

令和4年3月23日

(4) 指定取消年月日(指定の効力が消滅する日)

令和4年5月1日

(5) 経済上の措置

不正に過大に受領した介護給付費993,641円について、40%の加算金を加えた額(1,391,097円)を返還させる。

4 利用者の保護

利用者の意向を尊重しつつ、引き続き他の事業所を利用できるように支援を行う。